


施策名	大 事 項	海洋汚染対策	海上安全環境部
	中 事 項	危険物運送船の立入検査	
	小 事 項		
施策の概要	<p>危険物運搬船は、大量の海洋汚染物質を積載しており、ひとたび海難事故を起こし、汚染物質が海洋に流出した場合、海洋環境に甚大な被害を及ぼし、その影響も長期化することが多い。そのため、平成3年11月27日付海査第616号「危険物運送の安全対策について」及び平成17年3月31日付国海査第634号（一部改正）「定期的な検査が義務付けられていない海洋汚染防止設備その他の設備に係る立入検査について」に基づく立入検査を実施し、海洋汚染を未然に防止することに努めている。</p>		
27年度の計画	<p>本年度は立ち入り目標船舶数を33隻とし、計画的に実施し危険物明細書等備え置くべき書類、積付け場所、消防設備関係の各技術基準への適合性を確認する。また、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づく検査対象船舶以外の船舶の海洋汚染防止等設備についても定期的検査時、又は海上保安部からの通報時等の必要な時期に立入検査を実施することにより海洋及び大気汚染防止の強化、促進に努める。</p> <div style="text-align: center;">  <p>立入検査の対象となる危険物運搬船</p> </div>		
26年度の実績と評価	<p>計画的に立入を実施し関係各技術基準への適合性を確認した。その結果、危険物明細書を荷送人に提出させるよう指導した。また、旅客船等に対しても海洋汚染防止等設備について定期的に立入を実施することにより海洋汚染防止の強化、促進に努めた。</p> <p>（実施状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成26年度 <ul style="list-style-type: none"> ・危険物運搬船への立入検査隻数 23隻 ○平成25年度 <ul style="list-style-type: none"> ・危険物運搬船への立入検査隻数 34隻 		